

# 許可申請手数料

(令和3年6月1日以降適用)

業 種	新 規	継 続	業 種	新 規	継 続
飲 食 店 営 業	16,000 円	12,000 円	食 用 油 脂 製 造 業	21,000 円	15,750 円
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	9,600 円	7,200 円	みそ又はしょうゆ製造業	16,000 円	12,000 円
食 肉 販 売 業	9,600 円	7,200 円	酒 類 製 造 業	16,000 円	12,000 円
魚 介 類 販 売 業	9,600 円	7,200 円	豆 腐 製 造 業	14,000 円	10,500 円
魚介類競り売り営業	21,000 円	15,750 円	納 豆 製 造 業	14,000 円	10,500 円
集 乳 業	9,600 円	7,200 円	麵 類 製 造 業	14,000 円	10,500 円
乳 処 理 業	21,000 円	15,750 円	そ う ざ い 製 造 業	21,000 円	15,750 円
特別牛乳搾取処理業	21,000 円	15,750 円	複合型そうざい製造業	21,000 円	15,750 円
食 肉 処 理 業	21,000 円	15,750 円	冷 凍 食 品 製 造 業	21,000 円	15,750 円
食品の放射線照射業	21,000 円	15,750 円	複合型冷凍食品製造業	21,000 円	15,750 円
菓 子 製 造 業	14,000 円	10,500 円	漬 物 製 造 業	14,000 円	10,500 円
アイスクリーム類製造業	14,000 円	10,500 円	密封包装食品製造業	21,000 円	15,750 円
乳 製 品 製 造 業	21,000 円	15,750 円	食 品 の 小 分 け 業	14,000 円	10,500 円
清涼飲料水製造業	21,000 円	15,750 円	添 加 物 製 造 業	21,000 円	15,750 円
食 肉 製 品 製 造 業	21,000 円	15,750 円	食鳥処理事業許可申請	19,000 円	—
水 産 製 品 製 造 業	16,000 円	12,000 円	食鳥処理場構造又は設備変更許可申請	10,000 円	—
氷 雪 製 造 業	21,000 円	15,750 円	確 認 規 程 認 定 申 請	5,500 円	—
液 卵 製 造 業	21,000 円	15,750 円	確 認 規 程 変 更 申 請	2,300 円	—

## 衛生監視事務所の住所及び所管区域

	住所	所管区域
東部衛生監視事務所	中央区東町 115 番地 中央区役所 7 階	東灘区、灘区、中央区、北区
西部衛生監視事務所	長田区北町 3 丁目 4 番地の 3 長田区役所 5 階	兵庫区、長田区、須磨区、垂水区、西区

ご相談の際は、生活衛生ダイヤル（TEL：078-771-7497）までご連絡ください。  
（電話受付は平日 8 時 45 分～17 時 30 分）

※生活衛生ダイヤルでは、生活衛生業務の一次対応を行っています。